

大和市議会議会基本条例検討協議会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、主権を有する市民の負託に的確にこたえる議会基本条例（案）を策定するため、大和市議会議会基本条例検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 検討協議会は、議会基本条例の具体的な内容について検討する。

(委員の構成)

第3条 検討協議会の委員の構成は10名とし、各会派から選出された委員により構成する。

(会長及び副会長)

第4条 検討協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりそれぞれ選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員が会議に出席できないときは、当該委員が属する会派から代理の議員を出席させることができる。
- 4 議事の決定は、全会一致を原則とする。

(会議の公開)

第6条 検討協議会の会議は、公開を原則とする。

(委員外議員の発言)

第7条 検討協議会は、委員外議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(傍聴人の発言)

第8条 検討協議会は、傍聴人から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(会議の報告)

第9条 検討協議会の検討事項は、必要に応じ適宜、議長にその結果を報告する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、議会基本条例を制定するまでの期間とする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が検討協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年2月8日から施行する。